

令和 4 年度 第 2 回工場等判断基準 WG に対する意見書

亀谷 茂樹

1. 「非化石エネルギー」の定義における大気熱（ヒートポンプ）の取り扱い
論点（2）の自然熱の扱いにおける大気熱（ヒートポンプ）について、自然エネルギーとして扱いおよび任意に取組を報告可とすることについては疑問です。

【理由】

暫定版資料では、「海水熱、河川水熱、地中熱、大気熱（ヒートポンプ）」については、省エネ法上の「エネルギー」の対象外（エネルギー消費原単位の改善や非化石エネルギーの転換の計算の対象外）と整理されていますが、その一方で、これらについて自然エネルギー利用促進の観点から任意に取組を定期報告可能とするとされています。

エネルギー基本計画で再生可能エネルギー熱である海水熱、河川水熱、地中熱については外気などと温度差があるためエネルギーとしての価値があるとしていることに対して、大気熱は外気との温度差が無く、これらと同列に扱うべきではないと考えます。

また、大気熱（ヒートポンプ）を自然エネルギー（再生可能エネルギー）と認めると、例えばビルマルチ空調機などのパッケージエアコンを用いるだけで再エネ導入という評価に直結するため、他の再生可能エネルギーを導入しようとするモチベーションの低下が懸念されます。

2. 電気需要の最適化

電気需要最適化評価原単位について、電気の時間帯のシフトだけではなく、電気から燃料・熱への転換等も含めて、適切に評価される評価方法とすべきであり、「燃料+熱+最適化係数を乗じた電気」のエネルギー使用量をベースとする「電気需要最適化評価原単位」に加え、「DRの実績」を評価する枠組みを追加的に設ける案に賛同します。

【理由】

今回の改正省エネ法においては、従来の「電気の需要の平準化」からの発展形として、「電気の需要の最適化」が措置されたことを踏まえると、需要のシフトによる上げ下げ DR に加え、電気の使用から燃料又は熱の使用への転換等による省電力やピークカットについても引き続き重要と考えるため、これらが適切に評価される評価方法が望ましい。

以上